

平成21年加美町議会第2回定例会会議録第1号

平成21年6月18日（木曜日）

出席議員（19名）

2番	尾形	明君	3番	三浦	英典君
4番	三浦	又英君	5番	澁谷	征夫君
6番	木村	哲夫君	7番	近藤	義次君
8番	吉岡	博道君	9番	工藤	清悦君
10番	一條	寛君	11番	佐藤	善一君
12番	米木	正二君	13番	沼田	雄哉君
14番	猪股	信俊君	15番	新田	博志君
16番	伊藤	淳君	17番	高橋	源吉君
18番	伊藤	由子君	19番	伊藤	信行君
20番	一條	光君			

欠席議員（1名）

1番 下山孝雄君

欠員なし

説明のため出席した者

町	長	佐藤	澄男君
副町	長	森田	善孝君
総務課	長	早坂	宏也君
会計管理者兼課長		伊藤	東君
政策推進室	長	高橋	啓君
危機管理室	長	猪又	健君
企画財政課	長	吉田	恵君
町民課	長	佐藤	勇悦君
税務課	長		

兼特別徴収対策室長	竹 中 直 昭 君
農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
森林整備対策室長	浅 野 恒 昭 君
商 工 観 光 課 長	柳 川 文 俊 君
建 設 課 長	早 坂 忠 幸 君
保 健 福 祉 課 長	早 坂 仁 君
子 育 て 支 援 室 長	早 坂 律 子 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 行 雄 君
小 野 田 支 所 長	澁 谷 富 士 雄 君
宮 崎 支 所 長	猪 股 忠 一 君
総 務 課 長 補 佐	猪 股 清 信 君
教 育 長	今 野 文 樹 君
教 育 総 務 課 長	佐 竹 久 一 君
社 会 教 育 課 長	佐 藤 鉄 郎 君
体 育 振 興 課 長	大 類 恭 一 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 裕 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴 木 啓 三 君
次 長	今 野 仁 一 君
主 査	橋 本 幸 文 君
主 事	佐 藤 礼 実 君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第3まで

午前10時05分 開会・開議

○議長（一條 光君） 議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。クールビズの期間に入っておりますので、脱衣を許可いたします。

皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。

1番下山孝雄君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成21年加美町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番澁谷征夫君、6番木村哲夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（一條 光君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から6月25日までの8日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、本定例会の会期は、6月25日までの8日間と決しました。

日程第3 一般質問

○議長（一條 光君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、7番近藤義次君の一般質問を許可いたします。登壇願います。

〔7番 近藤義次君 登壇〕

○7番（近藤義次君） 通告に従いまして御質問をいたします。

最初に、町財政についてでございますが、一つ目は、合併特例債を利用できる25年までの財政状況についてでございます。

補正予算で11億円の補正、6月議会ですというのは、私も長い間やっているんですけども全く初めてでございます。まさにびっくりしたわけでございますけれども、本当に素晴らしいことだと、非常な喜びを感じているわけであります。このような調子でいくと、二、三年のうちに合併当時の180億円の予算を組めるのではなかろうかというような感じがしているわけであります。

一方、今、政局が大変混迷している中、政権がかわったときに果たして地方財政がどうなるのかな、余計な金の節約ということを民主党の党首が叫んでいる中で、どのような財政状況になるのか大変心配になっているのが現実の姿であります。

この中で、町長は、25年までの財政状況、よくなるのか悪くなるのか、その特例債の利用の方法もあろうかと思いますが、今後の合併特例債を利用する町の整備、庁舎を含めてすべての問題についてどのような考えを持っているのかお尋ねをいたしたいと思うのであります。

次に、2番目といたしまして、大変不景気な時代になったわけであります。前年度と比べても、前年度、税の徴収率なり、あるいはいろいろな問題が大変な時代になってきているのが現実の姿であります。その中で、特に徴収率の低下は否めない事実だと思うわけであります。そのほかに、水道料あるいは家賃の滞納が大変多くなるのではなかろうかというような感じがいたしているわけであります。現実には、民間の住宅の賃貸料についても大変未納が多くなってきているのが現実の姿であります。特に国保税の問題などは今後大変な問題になるのではなかろうかと思っておりますけれども、その対策についてお尋ねをいたすものであります。

次に、福祉対策についてであります。少子高齢化が進む中での老老介護並びにひとり暮らしの家庭対策としての保健師の充実についてであります。

今、厚労省で発表しているいろいろな施策については、まさに素晴らしい施策がすかさず展開されているわけであります。老人の一人一人の健康を重視する。子供たちを一人一人健やか

に育てる。赤ちゃんを何回も健診をして大事に育てる。まさに保健師の仕事は絶え間ないわけ
であります。特に老老介護の中での、片一方がぼけ、片一方が弱っている中での介護の場合
に、自分のうちにやはり他人を入れたくないという古くからのしきたりの中で、やはりヘルパ
ー一人ではどうにもならない切実な問題になってきているのが加美町の現状であります。

その中で、やはり保健師がいろいろな形で説得をし、医療的な立場からもいろいろ説得し
て、一人一人の家庭を緩やかな形の中で介護できるように対策には何としても保健師が必要
なのが現実の姿であります。この辺の充実についての考え方を町長にお尋ねをするものであり
ます。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 改めまして、おはようございます。

答弁の前に、先ほど伝達されました宮城県議長会60周年記念式典における特別表彰、近藤義
次議員並びに米木正二議員の受賞を心よりお喜びを申し上げたいと存じます。長年にわたる経
験を今後とも町勢発展のために十分に御尽力をいただきたくお願いを申し上げて、お祝いの言
葉とさせていただきたいと存じます。

さて、今、近藤議員から大きく二つにわたっての御質問をいただきました。

まず、最初の町財政についてのお尋ねでございます。その中で、町の財政運営大丈夫かとい
うような御質問、御心配をいただきました。また、6月のこの補正予算で11億円もの予算計上
というのはこれまで経験なかったことで、これについてもしっかりとやれという激励に受けとめ
たわけでございます。この面から申し上げますと、今、世界的に百年に一度の経済不況と言わ
れている中で、内閣として国を挙げて緊急の雇用対策、経済活性化、これを取り戻すのが第一
義の仕事であるということのあらわれでございまして、その中で我が町に交付される交付金額
もかなりのものに上っているということ、御案内のとおりでございまして、政権交代した場合
の御心配もあるわけでございますけれども、それはそれとして、今現在このような状況で町と
してもやるべき仕事に充当することはもちろんでございますし、この趣旨に照らして、しっか
りと地域の経済が活性化、展開できる、そういうものにしていかなければならないというこ
とで、今各課でその事業を洗い出し、そして町民の幸せのために使わせていただくという方向で
進めさせていただいているところでございますので、この件につきましては、補正予算等につ

いて十分御説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

財政上の心配、課題でございますけれども、いずれも19年度決算における指標は昨年度9月の決算議会にお示しをしたとおりでございます。健全化比率という国が定めた法律の中では、いずれの指数もこの健全化内におさまっているということでございます。ゆえに、25年度まで合併特例債を活用できるまでと、活用するという前提で庁舎建設を目標に、今年度からこの建設に向けて検討してまいるとする旨の表明を2月の議会でさせていただいたところでございます。

しかしながら、19年度決算において経常収支比率が99.7%であるというようなこと、あるいは実質公債費比率が19.6%であるということ、これは要するに予算に占める公債費、返還をする比率でございますから、この地方債残高と元利償還金がこれくらいまだあるという認識でおるわけでありまして、経常収支比率、御案内のとおり合併した当時は399人職員がおりまして、これを6年間で69人減少させております。25年度までにはこれを110人減少させるという目標を立てて、これが順調にきているということでございますので、この経常収支比率に一番大事な、大事なと申しますか、大きな数字であります人件費の削減を図っていくという方向にあるということをお理解いただきたいというふうに思います。

また、公債費につきましては、この19年、20年度が元利償還金のピークに差しかかっているということもございまして、これは3年間の平均でございますから、一概に改善をされるということにはなかなか難しいわけでありまして、16年度において、合併をした次の年でございしますが、これをこの年に繰上償還をしたことによってこの数値がはね上がったということで、新聞報道でもされたことの経過でございますが、これもいずれ減少傾向に入っているということでございます。実質公債費比率につきましては、平成23年度には18%を下回るという見込みを持っております。また、25年度には15%台になると見込んでおります。いずれにいたしましても、これはプライマリーバランス、要するに返すお金より借りるお金を少なくするというところを徹底して進める以外にないわけでありまして、その方向性は御案内のとおり着実に進行しているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、公的資金の保証金免除繰上償還に係る財政健全化計画というものもございまして、繰上償還または低利への借りかえ、こういったものを、昨年度より法律ができましたものから、借りかえを積極的に実施するとともに、投資事業を抑制して地方債の発行を抑え、より一層この財政の健全化に努めてまいるとしてございます。

続きまして、経済不況の中で税の徴収、これが支障ないかというような御質問でございます。

大変経済状況が混沌としておりますもんですから、御指摘のとおりこの納税環境というものは極めて厳しくなってきていると認識をいたしております。財政状況も大変厳しい状況にありますが、納税者の信頼に基づく行政を展開するためには、自主財源であります町税等の確保、これが何よりも不可欠だと思っております。そして税負担の公平性を保つためにも収入未済額の縮減を図ることが緊急かつ重要課題であると認識をいたしております。

こうした中で、今年度から県も本腰を入れてこの対策に乗り出すということになりまして、県と市町村による税の共同徴収組織であります宮城県地方税滞納整理機構、これがこの4月から設置をされました。本町からも職員を派遣しておりますが、この機構は、県と市町村が共同で短期的かつ集中的に滞納整理を実施するというところでございます。悪質な滞納案件につきましては、我が町にあります50件ほどをこの機構に移管する予定にいたしております。本町においては、これまでの徴収事務を見直しながら、納税者個々人の実態調査、財産調査を徹底して行って、差し押さえ中心の滞納整備に移行してまいりたいと思っております。

また、本年下半期からは、インターネットオークションによる差し押さえ財産の公売を実施すべく予定をいたしておるところでございます。

また、上下水道関係でございますが、これもいろいろなケースがあるんですが、納められるにもかかわらず納めないというような方もおられるわけでございますが、そういう事例に対しては、給水条例の規定に基づいて給水停止を通知する、あるいは戸別訪問を行って料金の徴収等に努めておるところでございます。また、一括納入が困難な家庭につきましては分割納入等の相談を行い、滞納者の支払いに対する意識の確認を行っているところでございます。戸別訪問時に在宅しなかった家庭もあるわけですが、一時的に給水を停止して連絡を待つという方策をとったり、この措置に伴ってある程度改善が見受けられるということでございます。

しかし、昨年度においては、景気後退による雇用環境の悪化で、未収金の収納率が低下をいたしました。今後公共料金等の負担の公平性の観点から、滞納者に対して訪問徴収や分割納入相談等に積極的に取り組んで滞納整理に取り組んでまいりたいと思っております。

さらには、町営住宅使用料につきましても滞納者がふえている傾向にございますが、これも訪問徴収あるいは分割納入の相談を随時行っておりますし、またこういう方々に対しては、住

宅の場合は連帯保証人がございますから、この方々と面談をいたして指導を依頼するとともに、保証人の方々からも納付交渉をあわせて行っているというところでございます。

いずれにいたしましても、こういう悪質な滞納者につきましては、町営住宅の明け渡し訴訟や強制執行など法的な手段も考えられるわけでございますけれども、これらにつきましては、顧問弁護士の意見を聞きながら慎重に対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

2番目の少子高齢化が進む中で、老老介護並びにひとり暮らしの家庭対策として保健師が非常に大きな役割を果たすのだが、我が町の対策は大丈夫かという御指摘をいただきました。御案内のとおり、高齢化の波というものは非常に大きなものになってきておまして、一つ例を挙げますれば、合併する時点で人口2万8,289人ございました。これが6年後の21年3月末には2万6,607人ございまして、1,682人が減少いたしております。65歳以上の高齢者数は15年3月末で7,629人おりました。これが7,769人ということで140人増加をいたしておりますし、また高齢化の率という面で申し上げますと、合併当時は26.97%、約27%ございましたが、これがことしの3月末で29.2%というふうになっております。しかも、そのうちの75歳以上の方々の割合というものは16.4%になっているということでございまして、これは14歳以下の要するに少年、子供の人口が14%台だということを考え合わせれば、その子供たちより75歳以上の方々が多くなっているという現状であるということでございます。

そんな中での近藤議員の質問であるわけでありますが、本町には保健師が17名おります。また栄養士が7名おる状況です。このうち包括支援センターには4人の保健師と1人の管理栄養士を配置して、民間のケアマネジャーや介護サービス事業者で対応できない場合には、すぐに地域包括支援センターから保健師が要介護者やその家庭を訪問し、介護技術の指導、助言のみならず心の介護のケアも行っているというところでございます。

いろいろな事業展開をさせていただいておりますが、これは保健師、栄養士が連携して、保健推進あるいは食生活改善推進に対する指導、あるいは運動サポーターの養成講座にデイサービスリーダー研修会、認知症のサポーターの養成講座等の開催、地域で活動するボランティアの育成などに当たっておるところでございます。こうした地道な活動を通じて町民の方々の健康管理に対する意識の向上や啓発につながってまいりますので、保健師の健康づくりに果たす役割は極めて大きな存在であると認識をいたしております。健康で元気な明るい町民がふえていくということは、町の活性化につながることでございますから、また結果として医療費の軽

減をもたらすということになりますので、この保健師や栄養士の充実につきましては、今後とも強い関心を持って進めてまいりたいと考えております。

以上、御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長、役場職員の定数の減というようなお話、どんどん減らしていくわけですけども、しかし一方、保育所と福祉の方では充実しなければならんというのは、逆な立場になって大変難しい問題になっているわけです。やはり役場で減らすことによって外郭団体がふえていくというのが現実の姿であります。私も社会福祉協議会の問題で全国1,000何ぼあるんですけども調べてみたんですが、10年前と比べて倍になっているんです、人が。役場の人を減らして福祉の方で100をふやして補助金出してやらせているというのが現実の姿なわけですよ。もちろん私の方だって5,000万円の金をいただいてやっているわけですけども、そのような矛盾した話にならざるを得ないと思うんです。特に加美町については山の中の一軒家まで道路を整備しなければならない、街灯をつけなければならない、まして宮城県一の広さを持つこの加美町が富谷と同じ待遇をされるんでは、これは役場の人口何ぼだから何人しか職員だめだっていうんではいかなものかという感じが出てくるわけです。その辺も踏まえてやっぱり保健師にしても、やはり山の中の一軒家まで行くのと富谷のような町の真ん中で、片一方1軒見るとき10軒見んぬいというような状態の中での加美町の環境はまるっきり違うわけですから、その辺を踏まえてやってもらわないと困る問題ですよ、現実的に。特に高齢化率については、ことし100歳になる人7人いるわけですから、町長ね。来年13人ですよ。90代だけで420人ですからね。100歳以上で太田さんが112歳の6カ月で日本で4番目なそうです。世界で20番目なそうです。115歳まで生きるのが今アメリカのトップらしいけれども、そのように、70代が3,800人いて、80代が2,000人いて、その人たちがどんどんどん 100歳まで生きるという、近い将来そうなる状態の中で、やっぱり保健師がいないと大変な問題だなというわけになるんじゃないかなろうかというふうな感じがするわけです。

特にこの間、西部のコミュニティーでちょっと演芸場を見た中で、80代だった、かつていろいろ役職をやった方ですけども、とんとんとんと走ってきて、「会長さん、80なんだげっとも、生きててもらって迷惑なんだべよね」と言うんだね。「何すや、ほいなごどがいん」「んだげっとも、何もしてもらわんねでね」というようなことで、「ほんなごどないから、いろいろ言ってけらいん、役場さ、今何でもすてけっから」というようなことを言ったような現状も

あるし、一方、町内歩いてみても、やっぱり50代、60代の人が酒飲むと、ばんちゃん、ずんちゃん、の寝たところのそばで、早くくたばったらいいの何だのってわけのわからねえごど語ってんのが非常に多くなって、全くざんきにたえないような家庭状況が非常にふえてきているのが現実の姿なわけです。やはりその中で保健師の占める仕事というのは非常に大事だなというのを感じるんですけども、その辺についての町長の考え方をお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 要するにギャップがですね、現場といいますか行政職の職員を減らすというのは、これは合併当時からの要するに人口規模に対する適正な規模というものを考えた縮減の方向で来ているわけです。ただ、御指摘のとおり、現場において子育ての支援をするという場合には、その資格を持った者を採用しなければならない。あるいは高齢者対策、今御指摘のように老人の皆さんに対する手当を考える場合には、当然そういう資格を持った職員を置かなければならないということですが、これは町だけでできるかという、もう既にこれはいろいろな団体にある面で委託を申し上げて、その充実を図っていくという方向に踏み出しておること、御案内のとおりでございます。

したがいまして、この問題についても、要するに国においてどういうふう考えているのやということになりますと、人口だけじゃなくて、過疎化の進行度合い、あるいは高齢化率の問題、こういったものも交付金の算入、算定をする基礎としての大きな要素になっておるわけですから、そういったものも十分勘案して、町で配置をする場合における参考として当然これはしていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

この間の西小野田の例を引かれたわけですが、これは西部地区コミュニティ推進協議会がもう30何回にわたって取り組んでおられる「高齢者と婦人のつどい」という名称でございます。このことは、要するにお姑さんとお嫁さんの関係が密接に絡んでくるものでございまして、本来あるべき家庭の姿、地域の姿というものは、そういう地域コミュニケーション、家庭の融和というものが一番の基本になるものであるということ、町としても推奨しているものでございます。確かにいろいろなケースがあることは御案内のとおりでございますが、できるだけ町といたしましては、家庭内が円満に、そしてまた介護の面でもスムーズな展開ができるということが望ましいことだというふうに思っておりますし、この面にも力を注いでまいり必要があると考えておるところでございます。いずれにいたしましても、保健師、あるいは地

域の健康を保持するといいますか、いろいろなかかわりを持っておられる方々の活動のしやすい環境をつくってまいる必要があるというふうに認識をいたしておりますので、今後とも御理解をいただいて御協力をお願い申し上げたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、7番近藤義次君の一般質問は終了いたしました。

通告2番、11番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。登壇願います。

〔11番 佐藤善一君 登壇〕

○11番（佐藤善一君） 私は通告しておりました中学校の統廃合について一般質問をいたします。

教育委員会では、少子化に伴う学校の規模や配置を見直す学校再編計画を策定し、小野田・宮崎中学校の統合を進めております。両中学校の統合につきましては、地域の実情や課題、そして地域社会の要望等を踏まえ、子供たちの環境はどうあるべきかなど保護者や地域住民の理解を得ながら進めるということを基本に据えてやっております。

その代表者であります、保護者や地域住民から成る代表者、こういった方々から成る学校適正規模検討委員会が出した答えが、「宮崎中学校が統合場所として望ましい」という答申でありました。これを教育委員会がひっくり返した理由は何なのか。

また、学校は、地域コミュニティーのシンボルであり、その地域の活力にも大きくかかわることでありまして、廃校になった場合に、その学校の跡地利用をどう活用するのか、あわせて所信をお伺いするものであります。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 今野文樹君 登壇〕

○教育長（今野文樹君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

初めに、先ほどお話ありました再編検討委員会で十分検討していただいて、その後にその案をもって小学校区6カ所で説明会をして、その中で出た意見等も参考にしながら、教育委員会で精査して教育委員会の考え方も出すということにつきましては、検討委員会の中でも了解を得てここまで至っております。

その中で、最初三つお話ししたいんですけれども、一つは、教育委員がいろいろ精査している中で、宮崎中・小野田中ともに、宮崎中は賀美石と宮崎、小野田中は東小野田と西小野田中学校二つを統合した、一、二年の違いだけで約20年ぐらい前に統合した学校であります。どちらも地域、その当時の宮崎町、小野田町の町というんでしょうかね、期待と威信をかけてつく

った校舎でありますので、非常に立派な校舎になっておるといことは実感いたしました。また、これまでに歴史、伝統、非常によく築いてきている学校であります。

二つ目は、これまでこの統合を論議する中で、公的な場面、こういった議会やあるいは区長会、それから説明会等で真摯に議論を尽くさせていただきました。ただし、それ以外の場で私ども教育委員に圧力があったということは一切ございません。これは加美町の町民の方々の非常に良識ある文化的レベルなのかなというふうに感じております。

三つ目、もちろんこの問題に関しまして、3月30日に町長の方に教育委員会としての意見書を最終的に提出したわけなんですけれども、それまで町長とこの再編等に関して事前に打ち合わせしたとか意見を聞くということは一切ございません。これは町長も私も教育の独立性ということを非常に尊重してきた立場であるからというふうに思っております。

さて、ちょっと長くなりましたけれども、答申を覆した理由ということでございますけれども、検討委員会の方の答申は宮崎中学校を是とするということで、その意見書を見ますと、「空間のある廊下」「今までの校舎には見られない斬新的なつくり」、それから「木質がふんだんに使用されている」、それから「全館暖房である」「陶芸の里スポーツ公園があり、文教地区として位置づけられる」「セミナーハウスや教職員住宅がある」「グラウンドの機能がよい」「3階吹き抜けになっている」、それから「小野田中学校は周辺施設の環境等総括的に見れば学校以外に転用化の、宮崎中は学校施設としての活用が望まれる」、九つ目に「中学校の位置については、地域バランス、地域の活性化を考慮すると、宮崎中を統合中学校にすることが望まれる」というような答申の内容になっております。それを受けまして説明会をしまして、

教育委員会で7カ月等をもって校舎の隅々、それから校庭の隅々まで精査し、いろいろなことを論議しております。その結果、小野田中学校を是とするという意見を出させていただいたんですけれども、その理由は、前文に書いておいたんですけれども、全戸配布したものの前文に書いておきましたけれども、これまで、あるいは現在、そして今後の教育制度や教育課程の変化に、より柔軟に対応できるのはどちらかということを考えました。そして、学校経営の安定化、充実化を図るためにはどちらがいいのかなという視点で考えました。どちらかという、感覚的、感性的な面よりは機能的な面を重視して考えました。その結果、ゆとりがあって柔軟な対応ができやすいのは小野田中学校でないかというような結論になって、小野田中学校の方を是とするという意見を5人の委員全員一致で確認して、3月30日に出させていただきますし

た。

二つ目の、コミュニティーのシンボルであるということで理解が得られているのかという方に移りますけれども、母なる学校、「母校」という言葉が示すとおり、以前から、明治時代と申しますか、学校はその地域の心のよりどころだったんじゃないかなと思って申しますし、また、私のような戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代の者にとっては、子供がそれはそれは多くて、地域が非常ににぎやか、にぎにぎしくて、非常に活性化していた時代もございました。しかしながら、国や県の教育に対する指針等にもあるとおり、中学校においては、教科の専門性を生かした教育が実施できるよう、各教科の専門教員を適切に配置でき、部活動を中心とした課外活動の充実も大切なことであるというような指導とか、クラスがえが可能で、教材研究や指導法の充実を図るために、共同で研究や意見交換ができるような複数の教員が各教科配置できるのが望ましいというような指針もございました。

そういうことで、要するに子供たちが非常に減少している時代、数字的なことをお話ししますと、例えば平成20年度に大体 160人ぐらい生まれているんですけども、中新田地区で90人、小野田地区で40人、宮崎地区で30人、大体 160人ぐらいというふうな数字になっております。ほうっちはおけない、あるいは避けて通れない統合、学校の再編問題があるんじゃないかということにつきましては、統合やむなしということで、いろいろな説明会を通じて理解をいただいているんじゃないかなと思っているところでございます。ただ、住民の皆様には、寂しさという思いも残っているのではないかなというふうに思っております。

教育長としては以上でございます。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 廃校となる中学校の跡地利用はという質問もございましたが、今教育長から答弁がありました内容につきまして、本年3月30日に加美町立学校小野田・宮崎中学校の適正規模化に関する意見書が提出をされました。その思いというものは、それぞれ皆あるんだろうというふうに思います。

私といたしましては、今各行政区単位で町政懇談会を開催させていただいております。宮崎地区も数カ所行政区に入って、いろいろなまちづくりの課題等についての御提言等もいただいておりますが、必ずこの中学校の統合問題が話されているところでございます。言うなれば、今御質問があった中身についてどうしてそうなったんだということでございまして、このこと

に主たる時間を割いているというのが現状でございます。そしてまた、そこから感じることは、当然子供の将来のことは十分考えておられるんだと思いますけれども、今の段階で出てくる御意見は、なぜそういうふうになったんだということの、まだ入り口の話が主なことでございます。将来どうするかということについての議論まで深めることができないというのが現状だというふうに思います。それは、言うなれば、合併をして加美町という一つの町になったわけでございますけれども、そしてまた、この加美町という単位で私は何事も進んでいくべきだというふうに思って、いろいろな施策を展開する中でもそれを中心に据えたいと思ってやってきております。しかし、この問題になりますと、言うなれば、その地域を愛するというか、郷土愛というものを強く感じもいたします。将来のことについてもいろいろな心配があるということも伝わってくるわけございまして、そういう観点から現在、役場の庁舎内の関係課長等で構成する町立学校の再編検討委員会、これを組織いたしまして、総合的な検討に入っております。その中で、跡地の利用も含め学校再編の全体について、地域の皆さんや議会の皆様の意見を当然お聞きをしながら、総合的に判断していくべき問題だというふうに考えております。もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。

また、跡地利用につきましては、まだ方向性が定まっておりませんから、その後の検討になるということで御理解をお願いしたいということでございます。

○議長（一條 光君） 11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 教育長の答弁によりますと、検討委員会の答申を受けて各地区での座談会を通して、そういった中で教育委員会で結論を出したということであります。

昨年の4月に地方教育行政の法律改正がありましたよね。その中で、教育委員会は学識経験者の識見を活用し、執行に当たって点検、評価を行うことが規定されております。今回の検討委員会のメンバーはまさにその学識経験者の方々でありまして、討論民主主義のスタイルで、何回となく検討を加えて出した答えであります。したがって、この検討委員会の答申というのは大変重みのある答申だろうと思っております。これをひっくり返したということありますから、教育行政の透明性、あるいは今町が進めている地域と行政がパートナーとなってお互いに共通の課題に取り組む、こういった協働のまちづくりに対する住民参加と、そういった意欲というものを失わせることになりませんか、どうですか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） お答えいたします。

検討委員会の答申の重みということにつきましては、当然教育委員5人ですね、当初から重く受けとめました。しかし一方では、教育委員としての目、考え方も出すのが当然であるというふうにも考えました。

それで、先ほどは具体的にお話ししなかったんですけども、例えば両方の校舎が建ったときの20年ぐらい前は、普通教室、それから特別教室ということでしたけれども、それ以降、総合的な学習、あるいはいろいろなタイプの不登校の子供たちが、昔は保健室登校って保健室と一緒に置いて授業等を手助けすればよかったんですけども、今は一緒になるのは嫌だという子供たちが結構多くて、保健室は従来心身ともに具合悪い生徒を緊急的にするところですので、相談室あるいは図書室の一角を使ったり、いろいろな部屋が必要になってきました。それから、特別支援教育に関しましても、知的障害だけじゃなくて、肢体不自由、病弱、それから弱視とか情緒障害とか、いろいろな障害の教室が別に必要になってきている。それから、国で推し進めています少人数指導ということに対応するためにも、非常に部屋の数が必要になってきている。そして何よりも中学校の場合には1時間ごとに生徒が次の学習活動、教育活動の場に移動すると、それが300人クラスあるいは250人クラスで将来的に移動するわけなんですけれども、そのときの動く線、動線、教師の動線、それから子供たちの動線、そういったことを考えまして、プラス周りの環境、施設環境とかを考えまして、教育委員としては、これは確かに検討委員さん方の重みというのがありますけれども、教育委員としての意思も必要だということで、小野田中学校を是とする意見書を出させていただきました。それによって透明性とか、あるいは今後の審議会とか、そういうことに影響があるのではないかという御指摘もございましたけれども、私個人的に言うならば、教育委員としての視点、これも大事にしていきたいということでございました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 答弁の中にありますように、教育委員会部局は独立していると。確かにそうではありますが、教育委員会は学校を管理する行政行為ですよね。学校は、学校の法に基づいた、教育で示された、教育目的を達成しようとする組織体ですよね。ですけども、確かに教育委員会は包括的な管理者でありますけれども、学校の教育活動の自主性を一方的に支配してはならないという、こういった職務権限の領域の中で法第23条でうたっておりますよね。そこで学校長の方々のお考えをお聞かせ願いたいと思いますし、教育長は執行責任者であるばかりでなくて、専門的な助言者として政策過程に加わるといった規定もありますから、そういっ

たものも含めて御答弁をお願いします。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） お答えいたします。

校長たちのこの統合に対する考え方ということでよろしいでしょうか。（「小野田ということに対してね」の声あり）小野田ということに対してですか。

まず初めに、検討委員の中には中学校長、小学校長、両方、小野田地区、宮崎地区の校長も入っておいりました。しかし、検討委員会の中には校長は余り意見を言うことはございませんでした。もちろんその中にPTAの方々もいますし、両地域の有識者の方々もおりますし、区長会の代表の方もおいりましたけれども、何か気持ち的にはそうなのかなというふうな思いはしております。宮崎中というふうな検討委員会の案が出たときも、教育委員会で小野田中ということについて意見書を出したときも、校長個人個人から教育長の方にあえて自分の考えを出す校長はございませんでした。私は、聞いても、どちらかというとならないべなという気持ちが少しありましたので、積極的に全部の校長に問いかけたりはしませんでした。ただ、経緯や教育委員会の考え方、検討委員会の考え方につきましては、その都度説明しておりました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） ひっくり返したこの理由の中で、総合評価を行った、最後にはということでもありますけれども、その評価項目あるいは結果の公表時期、教育委員会ではこういった総合評価の手法を用いて意思決定するんですよということを事前に検討委員会に明らかにしておくべきじゃなかったかなと思うんですけれども、時期、場所、環境問題、この三つだけを提案して、あとは任せて検討させる、そして結果はぐらっとひっくり返したということに対して、住民の中にはまだ漠然とした雰囲気と不信感が漂っておりますよ。こういう中で、住民の理解を得たとして、今後前向きに進もうとしているのか、その辺お聞かせを願いたい。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） お答えいたします。

検討委員さん方との話し合いの中で、当初は検討委員会の方で、検討委員会としての中間答申をもって説明会を開いたらという意見が検討委員会の中にもございました。そして、検討委員会が主催して検討委員会で中間、こういうふう考えているんだよと意見を集めて本答申にもっていくという考え方も出たんですけれども、検討委員会の話し合いの中で、それは中間で

答申するのはおかしいでないかという意見等もございまして、先ほどお話ししましたように本答申でもって説明会を開くと。説明会につきましては、教育委員会の方としてはそれは検討委員会さんの案だから検討委員会で主催してくれというお願いをしましたが、検討委員会の方では、いやあ教育委員会でやってくださいということ、教育委員会で行いました。じゃあ小学校区ごとにやらせていただいてよろしいですかということ、検討委員会で小学校区ごとでいいからやってほしいということがございました。その後、いろいろな意見を得て、あと教育委員会で考えて町長に意見書を出してくださいという話し合いが納得の上でここに至っております。

また、町長に意見書を出した後にすぐ全戸配布で出した意見書のとおり、前文を配布させていただいたのは、小学校区単位の6カ所の説明会で、新聞報道だけがぼっと出てきて、我々にどういうふうに決まっていたかという説明が遅いんじゃないかと、すぐにやるべきじゃないかというような主張が何カ所かの説明会場で指摘されまして、町民にいち早く知らせる必要があるということで、そういうふうな状態になっております。

なお、3月末になってしまったということにつきましては、当初から年度内には何とか意見書を出したいという思いがありましたけれども、議員御指摘のとおり、検討委員会の案の重みというのもございまして、教育委員会で精査したり考えたりする時間がそこまで必要だったということでございます。

それから、この意見書につきましては、検討委員の方々に集まっておきまして、4月2日、1日でしたか、4月1日に宮崎支所において検討委員さんにこういう案を町長に出しましたということで説明をしました。そこで検討委員会の委員さんからお二人ほど意見をいただきました。もちろん町長に意見書を出す前にほかの人に話すことはできませんので、その前に検討委員に詳しい説明をするということはいたしませんでした。以上でございます。

○議長（一條 光君） 佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） その公表した時期が、ちょうど我々の議員の選挙が終わって、当時議長だった方、委員長をやっておられた方もやめて、その直後ですよ。教育関係については、執行については独立しています。ただし、まちづくりというのは本当に教育委員会だけでこの方向性というか決めるものではないと思うんですよ。どこの町長選挙においても、教育関係については教育委員会の所管ですから私は何も話しませんという町長候補者はどこにもありませんよね。それはなぜかということ、教育はまちづくりの最も重要なテーマの一つであり、行政経営

のかなめであって、教育、社会総ぐるみで取り組むべきものであるからでありますよ。したがって、自治体が果たすべき最も最たるものです。そして公選で選ばれた町長、我々議員も知らぬ間に、マスコミの方が早かったということですよ、結果的には。我々議員もこの結果については教育委員会の結論だから仕方ありませんといったわけにはいきませんよ、住民に対してしっかりとした説明責任を持っているわけですから。その辺どう考えておられますか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） お答えいたします。

まず初めに、教育委員会、それから検討委員会につきましては、公開で行ってまいりました。非公開にする場合は、意思決定で非常に大事な部分は非公開にしたことありますけれども、検討委員会については常に新聞社の方々が来てまいりましたし、時には職員団体の方も来てまいりました。それは透明性を保つためでございます。

学校の現場の教育活動等に指導助言するということは教育委員会の大きな所管事項であると思っております。一方におきましては、加美町立学校の設置に関する条例ということがありまして、学校の設置、それから学校を閉じるということにつきましては、当然条例の提案者であります町長の所管事項でございます。そこにお互いの独立性というのが保障されている面ではないかなというふうに日ごろから感じているところでございます。したがって、教育委員会が町全体のことを全く無視しているということではなくて、それぞれ与えられた権限の中で、今ある学校の教育活動をよりよくするという仕事に全力を尽くしているわけでございます。また、意見を求められれば当然、学校の統合等について意見書を子供たちのあるべき教育環境という面から提出させていただいているということになるかと思っております。決して町の活性化とか町の将来をないがしろにしているということではございませんので、その点は御理解いただきたいと思っておりますし、佐藤議員のおっしゃる、非常に町を大事にしていきたいと、地域を大事にしていきたいという気持ちも十分にこちらの方も理解しているつもりでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 本件に対するこの根拠の部分でありますけれども、学校の適正規模でありますけれども、日本全国、人口密度の高い都市部もありますし、通学に1時間以上もかかる僻地もありますよね。したがって、おのずと大きい学校と小さい学校が出てくるのは当然であります。したがって、学校の規模というものは、もともと画一的に規定される、設定できるも

のではないと思います。児童生徒が無理なく通学できて、そして子供たちがそこで伸び伸びと生き生きと学習ができて、親の教育権が保障されていればそれでいいと思うんですが、それを小さい学校が金ばかり食って能率が上がらないといった考えであれば、小規模学校を差別することになると思いますよ。子供は町の宝として位置づけているのであれば、教育にある程度金がかかるのは当然のことであり、教育には金がかかるものですよ。それをコスト削減ということで行政のしわ寄せが子供に来るようではだめだと思うんですが、どうですか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） お答えいたします。

適正規模と地域性ということにつきましては、当然議員さんおっしゃるとおり柔軟性があるてしかるべきだとは思っております。ただ、一方では、子供たちのことを考えると、部活動も組めないとか、ほかの人の作品をもっともっと多く見たいとか、より個性的な人間と小さいときから切磋琢磨した方がいいんでないかというのもわかっていただけだと思うんですよね。その兼ね合いはあると思いますけれども、いろいろな町でも統合問題で非常な時間を要している面はその辺にあるのかなということはあると思います。どれぐらいが適正規模なのやという、国としては1学年3学級ぐらいと言っておりますけれども、複数学級はあった方がいいのではないのかなと。それが中学生の発達を、あるいは中学生一人一人にお互いに刺激を受ける、教員からもいい刺激を受けると。もちろん刺激の中には悪い刺激もあるんですけども、そんな環境の方がよりベターなのかなとは感じているところでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 教育長、教育委員会が出した、その適正規模検討委員会や座談会に臨むに当たって出したのが、小規模学校が教育環境に及ぼす影響ということで、学力面では競争意識が不足する、レベル向上が難しいといったことが述べられておりますが、子供たちにどういったそれを意識づけするのが問題であって、小規模学校の方が、子供同士の良好な関係あるいは教師と子供の信頼関係をつくりやすく、あるいはまた一人の子供に応じたきめ細かな学習ができ、そして落ちこぼれないから全体としての学力アップにつながると思うんです。義務教育で先ほどおっしゃいました競争原理はなじまないと思います。スポーツや学力だけで勝ち組、負け組をつくってはいけないと思います。むしろ社会に出てから現代社会に対応できる教育に重点を置くべきだと思いますが、どうですか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） まさに小さいからどうかということはないということなんですけれども、それは一理はあると思います。昔はマンモス、マンモスと言って、800人も1,000人も、あるいは1,200人もいる学校の方が適正規模ではないという話題の方が大きかったわけなんですけれども、ここまで少子化が進んでまいりますと、余りにも子供たちの少ない環境はいかなものかなというふうには感じておるところでございます。議員さんおっしゃるとおり、金がかかるとか、そういうことを前面に出して議論してきたわけでは決してございませんので、そこは御理解いただきたいなと思っております。また、ちょっと書き方に誤解を与えるところがありましたけれども、10人の子供たちに授業をしたのと30人の子供たちに授業したのと、学力と言われると、それはそのときの子供たち、あるいはそれを指導する教師との相関関係等も非常に大きな結果を左右する因子にはなっているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 前の答弁の中で、特別ひっくり返した大きな理由の一つに、特別教室あるいは特別支援室、教育相談室といった、こういった教室に対応できる、教室の数の多い、そしてゆとりのスペースのある小野田中学校がふさわしいと、こういうことですね。こういった教室というのは毎日同じ時間帯で使うものではないと思うんですけれども、例えば相談室なんかはある教室の一角を利用してもできるしね。宮崎の場合ですと、大きな図書室もあります。合宿所もありますよね。そういったところで対応もできると思うんですが、あと体育館では、2階で5面の卓球台もできる立派な体育館も……。意見書の中では、全校生徒一堂に会してやれるところがないようなことを書かれておりましたけれども、十分体育館で対応できるんじゃないかなと思うんですけれども。あと駐車場のスペースのことを書いておりましたよね。これも毎日大きな駐車場必要ないわけでありまして、父兄参観、体育祭、文化祭、そういったときには二つのグラウンドの一角を利用することもできるんじゃないですか。小野田中は、体育館の屋根、外壁、プールの改修、大変な経費がかかるようでありまして、こういった理由を考えますと、何か検討委員会が出したこの検討がただの踊り場にすぎなかったような、それをひっくり返すくらい理由にならないと思うんですが、もう一度この辺。○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） お答えいたします。

一番最初にお話ししましたとおり、両中学校とも県内には20年たっている学校の中では非常にいい設備だと思っております。したがって、こちらが絶対だめ、こちらがあればということではないと思います。財政的なことは余り論じたくはないんですけれども、どちらの学校も必ず10年に1回、20年に1回、小規模改修、大規模改修、ずっと続いていくもんだと思っております。検討委員さん方のお話の中を私オブザーバーとして聞いていたんですけれども、片方は学校らしくない校舎・敷地、片方は学校らしい校舎・敷地ということで、まさに的を射た検討委員さん方の感性で見た感覚なのかなというふうに思っただけでも感心して聞いていたんですけれども、中学校の校長を私も務めましたし、いろいろな立場で、行政的な立場で数多くの中学校を見る機会があったわけなんですけれども、より子供たちが動き、教員が教育活動を進めていくのにどちらが適しているかと言ったならば、小野田中学校の方が是なのかなということでございます。片方を完全に否定しているということではございませんので、御理解いただきたいなと思っております。

○議長（一條 光君） 佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 廃校になれば、今まで学校を中心としてきた、地域を巻き込んだいろいろな諸行事ありますよね。そういったことを消滅させて、そこに住む住民の、かけがえのない住民の生涯学習の場を失わせることになると思います。今、学校の施設の目的外使用の緩和に入っておりますよね。そこで中教審議会の答申では、地域振興や地域づくりに対し人的・物的整備をし、地域の施設としての役割を果たすよう、こういった要請が来ているかと思っております。さらには、文部科学省の教育改革のプログラムにはこういったことをうたっております。「地域コミュニティの拠点としての学校施設を、地域社会と一層の連携と推進を図るよう」、こういったことを考えていると思います。つまりこの学社融合を進める上では、私は地域の顔が見える範囲内で進めることが大変大事なことじゃないかなと思っております。これを合理性だけで統合するということは教育の地域使用を否定することになりませんか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） お答えいたします。

議員さん今お話しいただいたとおり、学社融合、あるいは地域の核、あるいは地域のシンボルということにつきましては、ずっと恐らく昭和初め、最初そういう役割を果たしてきておりますし、今も学校は地域の方々に愛され、支えられ、非常にありがたいことに学校を大事にし

ていただいている。特に加美町の地域の方々は、私は常に教員に、転勤した教員にお話しするんですけども、学校、それから教員を非常に大事にする土地柄なんだということは自信を持ってお話ししております。その学校を統合するというふうに至ったということは、今後このままの教育形態で子供たちをほっといていいのかなというところから、3年ぐらい前から恐らく始まった議論でこういうふうに至っているのではないかなと思っております。そういうところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 町長にお尋ねいたしますけれども、合併した登米市では、空き校舎、これが6校あるそうであります。この廃校になった学校の維持管理が年間1,300万円かかるそうであります。いたずらに老朽化を進めているということでもあります。当然いろいろと活用方法を探ったそうでありますけれども、学校は校舎があり体育館があり校庭があると、こういったことでありまして、一括利用、一括転用、いろいろと模索したそうでありますが、なかなかないということで、分割の貸し出しなんかも検討されたようであります。山村留学あるいは都市部の子供たちを呼んで交流の場にしたりといったことを考えたそうですが、なかなかないそうであります。もし廃校となれば、その活用が学校統合をされるまでその見通しがつくものかちょっと私心配しているんですけども、その1点。

それと、学校は災害が起きたときの被災者の避難場所としての機能が今期待されているところでありますし、また本町においてもそういった位置づけがされております。もともと学校の教育の機能向上はもとより、これからはやっぱり防災機能の充実についても当然考えなければならぬし、そういった中で今から危機的な状況にあっても、ああいった学校、地域のセンターとしてのシンボリックな機能があれば、何か住民のよりどころとなって、連帯感を培うような、そういった感じがしてならないんですよ。ですから、学校は教育の場だけじゃないですね。災害時の避難場所としてしっかりと充実しておくべきではないかなと思っております。この点についての町長の見解をお願いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 先ほどお話ししたとおり、前提としてお答えするわけには今の時点ではまいらないのかなというふうに思うんです。要するに、独立した機関である教育委員会から意見書が提出をされましたが、これについてそのとおり進めていいのかどうかということ、今お話ししたように、先ほど答弁したように庁内でこの検討を指示しているということでありま

す。御意見、本議会では反問権というのがないのでそれは差し控えたいと思うんですが、要するに子供たちの環境を考える場合にどうしたらいいのかということに尽きるんだろうと思うんです。これは当然、社会文化的な施設として永久に残すということになれば、それは住民がそういう望み、希望、どうしてもというようなことであれば、それはそれとしてそういうことにするのもしぶさかではないだろうと。ただ、そうなった場合に、そこに毎日生活する生徒、子供たちがどうなるのかということもこれは大事なことでございます。したがって、中学校だけのことが今議論されているわけですがけれども、幼稚園、それから保育所の問題、あるいは小学校の、要するに少子化といえればむしろ生まれる子供たちが年々少なくなっていく中で考えるとすれば、むしろ深刻な問題点はよりその下の年代の学校等についての基本的な考えをどうするのかということが問われるような気が私はしているんです。したがって、このことも含めて今庁舎内での各関係する課長等で十分議論、議論というか協議・研究をさせているということでもあります。

したがって、今御質問をいただきましたが、登米市における例を挙げられました。跡の利用について、その使い道というのが学校は余らないんだと、そのまま使った方がいい、あるいはそれにかわるべき画期的なものがあればというようなことでございますが、そこまでのまだ議論に至っていないということでございますので、御理解をいただいておりますというふうに思います。思いというのは十分伝わってまいりますから、受けとめさせていただきたいというふうに思います。

○議長（一條 光君） 佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 確かに教育関係につきましては独立した権限を持っている教育委員会ですけれども、町長部局においても適切な措置を講ずるよう促す立場にはあると思うんです。したがって私、去年の6月の議会におきまして一般質問の答弁ではこうおっしゃっておりますよね。「委員会の答申を最大限尊重するのは当然だろう」といった答弁をされているわけですが、先ほどの答弁を聞いてわかったんでありますけれども。

そこで、最後に教育長にお尋ねしたいと思いますが、学校があるから、人がそこに集まってそこに住み、その周辺が活気づいてきて資産価値も高くなるんですよね。その学校が消えるということは、その地域の定住人口が減り、そしてさらに過疎化を一層増加させることになると思います。それでいいわけがないんであります。病気は治ったけれども患者が死んだんではどうにもならないですよ。そういった廃校になった場合の総合的な影響も考えてほしいと

思いますし、第三次過疎法の第20条、この中では小規模校の教育の充実については適切に配慮するということをうたっております。今まで合併しても各地域がいろいろな過疎債をつくって、それぞれ本気ではあったわけですね。逆に過疎地の過疎が進むようであれば、これは合併の代償として決して小さくはないと思います。私は、これからもずっと統合だめですよと言っているのではないです。まだ100人以上いる学校ですから、そう急いで統合しなくたって、かえって総合的ないろいろな影響を見ますとデメリットの方があるんじゃないかなと思います。廃校になった学校の跡地利用が、その方向性が出て、その地域が潤ってくる何かが見出せば別ですけども、教育長は、今後見直す、凍結する考えはないですか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） 最後の方の見直す、凍結するというのは、私、教育長の権限ではございませんので、それにはちょっとお答えできないんですけども、佐藤議員のお話いただいた思いということも含めて、恐らく今後、先ほど町長がお話したように、いろいろなまちづくりという視点で、今までは教育委員会では中学生に対する教育環境という視点で考えてきましたけれども、今後、最終的に議会にかかると思うんですけども、まちづくりという視点も加わってこの問題を考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、11番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。